

# 農政産業観光委員会会議録

日時 令和2年3月5日(木) 開会時間 午前10時  
閉会時間 午後2時56分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦  
副委員長 流石 恭史  
委員 浅川 力三 久保田 松幸 水岸 富美男 杉原 清仁  
清水 喜美男 古屋 雅夫 佐野 弘仁

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 坂内 啓二 農政部理事 土屋 重文 農政部次長 上野 睦  
農政部次長(農政総務課長事務取扱) 大久保 雅直 農政部技監 依田 健人  
農政部技監 清水 一也 農政部副参事(耕地課換地管理員事務取扱) 福嶋 一郎  
農村振興課長 上野 公紀 果樹・6次産業振興課長 中込 正人  
販売・輸出支援室長 齊藤 武彦 畜産課長 渡邊 聡尚  
花き農水産課長 斉藤 修 農業技術課長 中村 毅  
担い手・農地対策室長 千野 浩二 耕地課長 山田 英樹

観光部長 仲田 道弘 観光部次長 山岸 正宜  
観光企画課長 落合 直樹 観光プロモーション課長 瀧本 勝彦  
観光資源課長 三井 博志 国際観光交流課長 小泉 嘉透

議題

(付託案件)

第43号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

(令和2年度当初予算調査依頼案件)

第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、観光部関係、エネルギー局・企業局関係、産業労働部・労働委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午後1時42分まで農政部関係(午後0時6分から午後1時29分まで休憩をはさんだ)、午後1時55分から午後2時56分まで観光部関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

## 調査依頼案件

※第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

### 質疑

(県営土地改良事業について)

杉原委員 農の52ページ、県営土地改良事業について、いくつか質問させていただきます。

山梨の農業は、恵まれた自然環境や立地条件、そして長年培われた高度な栽培技術などにより生産量日本一を誇るブドウや桃、スモモなどの果樹を中心に発展してきました。これまでも耕作条件の改善を図る基盤の整備は進められていると承知しておりますけれども、果樹産地の強化に向けては、さらなる整備が必要であると考えております。

そこで、まず当初予算に計上されています県営土地改良事業費のうち、果樹産地における基盤整備についてはどのような事業により実施されているのか、教えてください。

山田耕地課長 お答えさせていただきます。果樹を中心とした地域の基盤整備につきましては、畑地帯総合整備事業をはじめ、中山間地域総合整備事業や、経営体育成基盤整備事業などを活用して整備を進めているところでございます。

このうち、樹園地や畑地の基盤整備の中心となります畑地帯総合整備事業につきましては、県内18地区のうち、峡東地区で12地区の事業を予定しております。

杉原委員 今御説明いただきました畑地帯総合整備事業についてですけれども、18地区中12カ所でしょうか、峡東地区を中心に実施されているという答弁でしたけれども、私の地元でもあります笛吹市における事業の地区と進捗状況を教えてください。

山田耕地課長 笛吹市の畑地帯総合整備事業につきましては、令和2年度新規地区の八千蔵・蕎麦塚地区のほか、黒駒西、藤垜、一宮南部、みさか桃源の郷、梅沢・日向山の地区で、農道、用排水路、区画整理、鳥獣害防止柵等の整備を進めてきております。

進捗につきましては、令和元年度の2月補正を含めた事業費ベースとなりますが、黒駒西80%、藤垜地区35%、一宮南部地区45%、みさか桃源の郷地区30%、梅沢・日向山地区5%となっております。

杉原委員 今御説明がありました地区のこれからの、令和2年度の具体的な取り組みについて伺います。

山田耕地課長 令和2年度につきましては、八千蔵・蕎麦塚地区は初年度であるため、工事の実施に向けた調査設計を予定しております。このほかの地区につきましては、5地区全体となりますが、農道約1.9キロ、用排水路0.5キロ、区画整理3.5ヘクタール、鳥獣害防止柵1.1キロの整備を実施する計画となっております。

杉原委員 最後に、地元であります笛吹市は、古くから桃、ブドウの栽培が盛んであります。特に桃については生産量日本一を誇っております。  
そこで、今後、果樹産地の強化に向けてどのように取り組むのか、最後にお伺いしたいと思います。

山田耕地課長 本県の果樹産地を将来にわたって維持発展していくためには、意欲ある担い手への農地集積を進め、作業の効率化による生産性の向上や、農業経営の安定化を図ることが重要であると考えております。  
今後も地域のニーズに寄り添った基盤整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

(C S F 防疫対策事業費について)

流石副委員長 今回、私は一般質問でもいろいろお聞きしました。私の選挙区には忍野村で鶏を飼っていて、上九の富士ヶ嶺地区では、豚と牛を飼っているんです。いろんな病気があって、今回、豚のコレラ、豚熱というのがよく出てきて、去年の11月ごろから新聞紙上をにぎわしています。  
そこで、農の22ページ、C S F 防疫対策事業費についてお聞きしたいと思います。  
この中に、イノシシのサーベイランスという言葉とこの取り組みについて説明を聞きたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。

渡邊畜産課長 まず、サーベイランスという言葉、単語でございます。感染症の動向を調査する際によく使われまして、意味としましては、警戒をして監視をするというような意味がございます。  
今回の予算では、野生のイノシシにおけますC S F の感染状況を確認するために、捕獲しました野生イノシシの血液についてウイルスの検査をするということでございます。

流石副委員長 このサーベイランスは、具体的にはどのようなことなのか、お聞きしたいんですが。

渡邊畜産課長 先ほども血液について検査をするということでございましたが、今回の予算では、検査の予定頭数は、国からの指示も踏まえまして四半期に60頭ということで、年間240頭の検査をする見込みでございます。  
県の猟友会や市町村の御協力をいただく中で、野生イノシシで感染が確認された地域、あと養豚農家が存在する地域で捕獲と血液の採取を行っていただくことによって、その血液について家畜保健衛生所においてC S F の抗体と抗原の検査を実施することになっております。

流石副委員長 無理なくそういう検査をしていただいて、今回の私の一般質問には、畜産農家の安心した経営っていうのが趣旨にあるわけですよ。それは鶏にしても牛にしても豚にしてもしかりなんですけれども、豚へのワクチン接種について、昨年11月からワクチンをしていると聞いております。今後のワクチンについてどのような予定になっているかということもお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

渡邊畜産課長 今回の当初予算でワクチンの関係を計上してございます。今、委員のおっしゃったように、11月から1回目のワクチンを接種しましたが、それにつきまして

農政部はもとより、福祉保健部の応援も受けながら、県職員の獣医師が、原則として、哺乳豚以外の全ての豚にワクチンを実施したところでございます。

その後、乳離れをした離乳豚に随時ワクチン接種をしているところでございます。長期間飼う母豚（ぼとん）につきましては、初回から6カ月後にもう一度打つというスケジュールになっております。

定期的にしっかりワクチンが効いているか検査し、抗体がつかられていない場合は、またその豚に追加接種をするなど、まず接種漏れのないよう万全を期して取り組んでいるところでございます。

流石副委員長 ありがとうございます。ワクチンについては大体私も皆さんから聞いておるんですけども、とりあえず自分で守るっていうことなんですけど、外から守ることも必要ですよ。

例えば今、経口ワクチンっていうのもあるし、イノシシの感染をまず防ぐということですけども、その経口ワクチンに対して効いているのか効いていないのか、効能があるのかないのか私にはちょっと……。おとといも、新聞でもまたぼちぼち感染のイノシシが出ているというんですが、この経口ワクチンっていうのはある程度強い弱いつてあるんですが、まく地域にもよると思うんですが、その辺のところはどのようなところを重視して経口ワクチンをまいているのか、お聞きしたいんですが。

渡邊畜産課長 今お話のありました経口ワクチンにつきましては、やはり野生イノシシからの感染の拡大を防止するために実施しているところでございます。これは国レベルで、まず経口ワクチンにつきましては外国から輸入をしてそれを使っていますけれども、今は広がらないように、国はワクチンベルトというものを構築しながら進めているところでございます。

山梨県につきましてはそのワクチンベルト内になっておりますので、今まで野生のイノシシで見つかったところを中心に経口ワクチンの散布をしているところでございます。

と申しましても、今、韮崎市と北杜市で実施をしていますが、今後につきましては、小菅村や山梨市でも発生をしておりますので、また次回国が実施するときには散布エリアの見直し等も行いながら、野生イノシシの感染拡大防止に取り組んでいきたいと考えております。

ちなみにワクチンが効くということで対応しておりますので、その辺につきましては十分野生のイノシシには効いているというふうにして仕事に取り組んでいるところでございます。

流石副委員長 ワクチンが効くって聞いたから、これ以上ワクチンのことは余り言いませんが、養豚農家でよく言われているのは、1回目が無料ですか、今度ワクチン接種、経口ワクチンじゃなくて注射のほうね。2回目、3回目も何とか補助してほしいなっていうのもあるし、ここでははっきり言えないと思いますけれども、農家の希望を皆さんに伝えておくというのが私の役割でもあると思います。

もう一つ、消毒ポイントについて。

やはり静岡県と宮崎県は、本県よりも数段進歩しているということだそうです。私の一般質問で同じ地域の白壁県議が関連質問しまして、やっぱり消毒ポイントは、もう本当に数段の差があるということだそうです。私も今後見に行きたいなと思うんですが、消毒ポイントの充実化っていうんですか、それもちょっと考えていただければありがたいんですが、検討してもらおうようなこともできるでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

渡邊畜産課長　　今の消毒ポイントにつきましては、本会議で御質問もあった中で、静岡という具体的な県名も出ております。静岡県につきましては、愛知県で大発生したときに、JA等と協力をしながら進めていると承知をしております。今でも静岡県はまだ発生県ではないのでそういう対応をしているところでございますが、他県でも消毒ポイントを設置していた県がございますけれども、豚にワクチンを打って、それでも消毒ポイントを閉鎖するという動きもございますので、今はワクチンをしっかり打って対応していきたいと思っております。ただJA等でそういう要望がございましたら、交付金で対応ができますので、そのときには検討してまいりたいと考えております。

流石副委員長　　それから、牛のBSEや鶏のことも本当に心配です。特に鶏は防ぎようがないというか、はっきり言って爆弾を抱えているようなものです。鶏や牛の防疫策というのはどのようになっているのか、最後にお聞きします。簡単でいいので、よろしくをお願いします。

渡邊畜産課長　　家畜の種類を問わず、まずは家畜伝染病予防法という法律に基づいて適切な管理をするということで、飼養衛生管理基準というものがあります。それは鶏の飼養衛生管理基準、豚の飼養衛生管理基準、それぞれの畜種ごとに飼養衛生管理基準が定められておりまして、先ほども課別説明書でも御説明しましたように、それをしっかり順守するという指導を家畜衛生所が行っておりまして、農家さんについてもそれをしっかり守っていただくことがまず基本でございまして、それを第一に取り組んでいるところでございます。

(農地維持・資源向上活動支援事業費補助金について)

清水委員　　農の9ページ、農地維持・資源向上活動支援事業費補助金3億2,000万円についてであります。

私は食料、とりわけ農業というのは、これから地球規模で水と農業というのは一番大きなテーマになるかなと思っております。この農業を推進するための農地維持、こういった視点でこの事業が計上されていると思っておりますが、ここで言っている、機能を支える活動というのが極めて漠然としているんですけれども、これはどんな活動を言っているのか質問いたします。

上野農村振興課長　　今の御質問でございまして、多面的機能と申しますのは、地域で農地が優良に管理されるには、それに附帯する水路ですとか、農道ですとか、そういったさまざまな資源が合わせて管理されませんと地域全体の管理がままならないということでございまして、具体的な活動とすれば、この事業につきましては、農業者の方々はもとよりですが、それ以外に、農家以外の地元の方々も共同して活動をしていただくということに支援をする内容になってございます。活動内容につきましては、農地ののり面の除草作業ですとか、あるいは地域の水路の泥上げ作業ですとか、荒れた農道路面の補修や管理とか、そういった共同活動に支援をする予定にしております。

清水委員　　今の答弁の中で、地域と連帯してという話なんですけれども、高齢化社会の中でこの事業を推進していくためには、それなりの組織をきちっと構築して、それなりの機械を入れてとか、いろいろIT化しながら、多面的な推進が必要だと思うんですけれども、その辺は地域ぐるみの活動をどのようにやろうとしているんですか。

上野農村振興課長 今回の交付金の中で、委員御指摘にありましたような、例えば機械の整備が必要だということであれば、地域で共同利用ということで、購入が可能になります。具体的な事例を申しますと、例えば除草をするのに、手作業だとなかなか難しい面もございますので、刈払機みたいなものを購入されているような地域もあれば、いろんな事務の集計に必要なパソコンみたいなものを購入されて、それを使っているような地域もございまして、活動や地域の事情によってさまざまなものに補助が可能ということで、補助の対象につきましては、共同活動で、地域の農村環境が保全できれば、特段、使途の制限はございません。

清水委員 この補助金を使ってこの事業を推進するについて、県としてお金は当然補助金という形で出しますが、ノウハウの提供というのもとても重要だと思うんですね。新しいノウハウをどうやって市町村に展開していくかという、そこはどのようにお考えですか。

上野農村振興課長 県としての支援につきましては、予算案にもございますように、4分の1の補助を、負担してございます。具体的には予算支援のほかに、各地域が末永く農村環境を保全していくためには、共同活動が継続して取り組みをしていただかないとなりませんので、各地域におきましては5年間の活動計画というのをお作りいただいて、5年ごとのスパンで取り組みを進めております。年度計画に基づきまして、県と市町村が一体になって、個別巡回というふうなことをしてございまして、各集落の方々にも御参集いただきながら、県内の優良事例の御紹介とか、あるいは他県ではこんなやり方でうまく地域を守っているというふうな情報提供も含めて、御相談に応じながらフォローアップをしている状況でございます。

清水委員 それで、こういった多額のお金をかけて事業展開すると、その事業がうまくいったかうまくいかなかったかっていう、必ずその評価が必要ですよね。プラン・ドウ・チェック・アクションにつなげるために。そういった事業をやった暁のフォローアップというのを、どういう形でやろうとしているんでしょうか。

上野農村振興課長 評価につきましては、この事業は第三者の委員会というのを別途、組織をしてございまして、学識の方ですとか、県以外の方々の識者を今7名委嘱してございまして、毎年度の事業実績をその委員会におかけして、評価をいただいてございまして、その評価の中身につきましては県のホームページでも公開させていただいてございます。

(6次産業化ネットワーク活動支援事業費について)

清水委員 次に、農の11ページ、6次産業化ネットワーク活動支援事業費、約1,000万円。6次産業化ってすごく重要で、長い間どこでも苦労しながらやっていると思うんですけども、先ほどのお話の中でサポートセンターを設置してというお話だったんですけども、このサポートセンターの機能というか、組織はどうなっていて、どのようにサポートして6次産業化を進めていようとしているのか、そこをちょっとお尋ねしたいんですけど。

中込果樹・6次産業振興課長 この6次産業化ネットワーク活動支援事業につきましては、委員の御指摘のとおり、県内に1カ所、サポートセンターを設置してございます。委託ということで、現在、今年度になります、中小企業団体中央会に委託をかけているところでございます。こちらのほうから、県内の6次産業化を目指す方々

に、チラシを配布する中で、相談活動をしてございます。

具体的にはこういったものを相談したいとか、そういったものをサポートセンターに提出して、その内容によって、サポートセンターが委嘱をしているプランナーが、それぞれの6次産業化を目指す方々のところに行って、具体的には加工であったり、ホームページであったり、販路の開拓であったり、そういったところの支援を行っているところでございます。

清水委員 今のお話で、プランナーの動きってというのはすごく重要だと思うんですけども、ネットワークの構築って、見えるようでなかなか見えないと思うんですね。今まで本県も何年かこれにチャレンジしてきているんですけども、うまくいった6次産業の事例というのが今までどのぐらいあるんですか。

中込果樹・6次産業振興課長 本県の6次産業化を目指す農家の場合、割と農家が小規模であるということもありますので、金額的にいうと、1,000万円を超えるような6次産業化による販売をやっている農家は、今までに5件というようなこととなります。それ以外の方については、やはり自分の生産物に付加価値をつけて販売をするということで、今まで以上の付加価値を入れているというような形になってございます。今の委員の御質問にあります、うまくいっている事例は、大きいのは5件です。

(漁業調整指導費について)

水岸委員 農の27ページの一番上、漁業調整指導費の中のカワウ食害防止総合対策事業費について伺います。

つい先日、大月の漁協の組合長さんと、委員外の卯月議員も一緒だったんですが、お話を聞く機会があって、そのときにカワウの被害のことを非常に訴えて、何とかしてくれということと言われまして、現在の被害状況についてわかる範囲で教えていただきたいと思えます。

斉藤花き農水産課長 カワウは、今、特に鮎の被害が一番大きいと思うんですけども、放流した鮎を食害したり、あるいは養殖の場合でも、小さい魚の場合は養殖場のところまで来て、それを食害するということが、被害的なものは、特に富士川水系に近いところの被害が多いと聞いております。

被害金額を算定するのは非常に難しいですし、地域によっても差がありますけれども、被害の大きいところは遊漁、つまり釣りのほうへも影響が発生するぐらい、やはり食害されているということを知っています。

水岸委員 私も地元において、カワウって余り見たことないんですけども、何か黒くて本当に目立たない鳥だそうなんですけども、でも余りにも多くて、冗談で鵜飼いで始めてたらなんていうことも言っていたんですが、今後どのように駆除の対策をしていくのか、わかったらお願いします。

斉藤花き農水産課長 今、カワウにつきましては何点か、駆除といいますか、被害防止の対策をやっております。まずちょっと積極的じゃない防御のほうなんですけども、今、各漁協さんに、花火とかを使った追い払いとか、あと糸を張ってカワウが来づらいうようにする対策を委託してやっているという点がまず1点あります。

一番大きいのは、カワウは繁殖地が、みんなでコロニーをつくって1カ所で繁殖するっていう性質がありまして、旧中道町の下曾根区に繁殖のコロニーがあります。ここへ封じ込めたんですけども、そこでカワウが産卵をしたときに、その

産卵した卵を偽卵といって偽物の卵にしてとっちゃうとか、あと、ドライアイス  
をその巣の中へ入れて、卵を冷やして殺してしまうということで、発生密度を抑制  
するよう、対策を行っているところです。

今回のカワウ食害防止の事業がそれらの経費に当たるということでもあります

水岸委員

桂川も大分きれいになって、年間釣り客も6万人以上で年々ふえているそう  
なんですが、ぜひその釣り客のためにも対策を講じていただければと思います。

答弁は結構です。

(農産物海外販路拡大支援事業費について)

古屋委員

農の16ページ、農産物海外販路拡大支援事業費についてお伺いしたいと思  
います。

これは既に、本会議で私が代表質問したところがございますけど、予算状況  
を見てみますと、前年が4,100万円余の予算に対しまして、今年度は2,927  
万9,000円ということで、かなり減額されている状況にあるわけであり  
ますけど、大きな減額の要因というのは、恐らくシンガポールやマレーシア  
の農産物の海外販売やら、情報発信拠点の廃止じゃないかというふうに思  
っているわけでありまして、改めて海外販売、情報発信拠点の廃止の理  
由をまずお聞きしたいと思っております。

齊藤販売・輸出支援室長 平成28年度の設置から昨年度まで、両拠点を  
合わせまして、売り上げが4,500万円余に対しまして、県費の負担が6,500  
万円余となっております。拠点でございますが、平成28年の夏から常設  
で運営してまいりましたが、商品の主力でございます果実につきましては、  
おおむね6月中旬から10月下旬までの販売ということで、そのほかの  
時期に販売できるものが限られている状況でございました。そのため、  
果実のシーズン以外の時期の売り上げが厳しく、今後拠点の売り上げを  
大きく伸ばし、運営費を賄える状況へ改善することは極めて難しい  
だろうと考えたところであります。

また、来年度でございますけれども、海外におけますプロモーションに  
つきましては、メディアを活用したPRを展開することとしておりますので、  
店舗を構えて販売・PRしてきました拠点の使命は終えたものと考えて  
おります。

古屋委員

今、理由をいただいたんですけど、3年半やった中で成果というのはどの  
ように総括しているのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思  
います。

齊藤販売・輸出支援室長 拠点を設置いたします最大の目的でございます  
けれども、県産農産物を海外の方々に知っていただいて、お買い上げを  
いただくというPR、販売の場であるということでもございました。その  
結果、拠点のスタート以降、県産果実等の取り扱い店舗がふえたとい  
うことで、両国への輸出額は増加しているところであります。

加えまして、本県へのインバウンドの増加を目的といたしまして、観  
光や地場産品などの情報発信を行いまして、本県の魅力を幅広く発信  
してまいりました。その結果、両国から本県を訪れる観光客の方々も  
増加しておりますので、拠点を設置した効果はあったものと考えて  
おります。

古屋委員

今お答えいただいた、インバウンドを含めてお客さんが相当ふえた、  
輸出もふえているということでもあります、こういった成果をしっかりと  
生かしていくとい



うことが大事だというふうに思っているんですけど、今後、他の国やら地域を、  
どういうふうにして拠点を設置していくのかという、新たな考え方はありますか。  
その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

齊藤販売・輸出支援室長 シンガポールとマレーシアの拠点につきましては今年度限りで終了  
をいたします。今後、他の国や地域で同様の施設を設けることは考えてはおりま  
せん。しかしながら拠点の設置で得られました成果でありますとかネットワーク  
などにつきましては、今後の輸出拡大に向けて最大限に生かしてまいりたいと考  
えているところでございます。

古屋委員 この質問が最後になりますけど、先ほど言いましたように予算がかなり減額さ  
れておりまして、輸出促進に向けた取り組みは本当に大丈夫なのかという心配を  
しているわけでありまして、今コロナウイルスとかいろいろあるわけでありま  
すが、これからアジア諸国含めた輸出の促進に向けてどのように考えているのか、  
その辺についてお伺いしたいと思います。

齊藤販売・輸出支援室長 予算額で申し上げますと、令和元年度の骨格の当初予算及び肉づけの  
6月補正予算を合わせました事業費でございますが、6,200万円余でございます。  
そのうち拠点の事業費でございますが3,900万円余でございますので、拠点を  
除きましたその他の事業費の総額でございますが、2,300万円余  
でございます。一方、来年度の予算額ですけれども、多くの新規事業を見込み  
まして2,900万円余を計上させていただいているところであります。

拠点は終了いたしますけれども、その他の事業費は同額としておりますので、  
この予算を十分に活用させていただきながら、香港や台湾、もちろんシンガポ  
ールとマレーシアにおきましても効果的なプロモーション活動を行いまして、県産  
農産物の輸出拡大に努めてまいりたいと考えています。

古屋委員 ぜひシンガポールやマレーシアの海外販売、あるいは情報発信の成果を今後の  
取り組みの中で最大限生かしていただきたいと、このように考えております。

もう一点は、農の36ページ、やまなしスマート農業推進事業関連で、新規事  
業が2つあるわけでありまして、現状、スマート農業の推進というのは、県内  
では具体的にどのような状況にあるのかお聞きしたいと思います。

中村農業技術課長 今、試験研究機関では、いろんなデータの収集とか、ここにも新規の予算も  
あるんですが、ICTを使ったトマトのハウスを整備して、栽培確立するとか、  
試験研究の段階ではぽつぽつとやっております。

それから県内の事例としましては、令和元年度から、今年度、国の事業を活用  
しまして、フルーツ農協のほうで果樹、ブドウ園にドローンを使った消毒がで  
きないとか、あるいは醸造用ブドウにおいて、収穫の手間が省力化できないか、  
こういうような事例を県も一緒に協力して、官民一体となって今いろいろやっ  
ているところでございます。

古屋委員 特に新規事業で、農業の実装事業費補助金で600万円計上されているわけ  
でありまして、この辺の600万円の使い方というのは、具体的にどのような  
ところを目指して、あるいは助成をしていくのかというところが、もしはつきり  
わかればちょっと教えていただきたいと思っております。

中村農業技術課長 スマート農業というのは大きく分けて2つあると思っております。1つは新しい

農業技術の確立。これはIoTとかAIを使った非常に大がかりなものになるわけです。もう一つは農業の省力化というのがございます。これはいろんな国で開発されたもの、本県に使える使えないというようなものを実証できればということになるかと思えます。

今回の600万円の事業につきましては、省力化の実装、例えば考えておりますのは、今、毎日、例えばブドウのハウス栽培にしても、温度とか、換気をしたりとかってハウスに毎日行くわけなんです、そういうのを自宅にあるパソコンとかスマートフォンでもって制御できるとか、こういうような技術も、最近そんなにお金がかからなくなってきていまして、こういう省力化することによって栽培面積が拡大できる、あるいは品質の向上が期待されると、こういうようなことが考えられますので、600万円というお金なんです、そういうところを数カ所入れていければなんて思っております。

古屋委員

今、課長が答弁していただいたとおりでありまして、実は私も、四、五年前に山梨市において、スマート農業の実践をNTTに御協力いただきながら進めておりまして、現在、仲間がハウス栽培を中心にスマートフォンを使って温度管理とかやっています、ちょっとした旅行に行っても、「あれ、温度が上がっちゃったな。ちょっと女房にハウスを開けてもらおう」とか、大変そばにいても利便性を感じています。ぜひ、全県においてそういった事業の推進をしていただくということが、これから就農していただく若い人たちにとってもより効率的な農業推進ができると思えますから、引き続きやっていただきたいと思えます。

(農産物海外販路拡大支援事業費について)

浅川委員

先ほど古屋委員がおっしゃいました農の16ページの農産物海外販路拡大支援事業について、何点かお伺いします。

先ほど古屋委員の言うように、やはり農家の生産をふやしたり消費を広げたり、収入を広げるという部分では、やはり海外戦略をもっていかなければ、特に果樹等々はそういう部分が非常に重いと思えます。また、終わりのほうにインバウンドとも、観光ともつながるとい部分の中で、私、確か平成18年に「フードタイペイ」に行ったのが最初だったかなと思っておりますし、毎年海外戦略をしていることも承知しております。

今回そういう流れの中で、先ほどもちょっとおっしゃっていましたが、今までここ何年か、インドネシアだとか、それからシンガポール、台湾、香港等々の部分があると思えますが、これをちょっと説明していただけますか。

齊藤販売・輸出支援室長 これまで香港・台湾を初めといたしまして、輸出実績のある国々、アジア諸国でございますけれども、JAを中心といたします県果実輸出促進協議会のほうと連携をいたしまして、現地の小売店などにおきまして、果実のシーズンでございますけれども、フルーツフェアなどを行いまして、現地消費者の方々に高品質な県産果実の魅力をPRしてまいったところであります。

浅川委員

3番の中に、マル新で、戦略的海外プロモーション事業費っていう部分がございますが、これはどういったところを目指しているのか説明していただきたいと思えます。

齊藤販売・輸出支援室長 これまでのプロモーションでございますけれども、主に店頭におきまして販売促進員、いわゆるマネキンさんといわれる方々でございますけれども、そういった方々が、御来店いただいたお客様に対面販売を行ってまいりまして、

実際に果物を試食していただくという形をとっておりました。しかしながら、この手法ではPR効果が来店客にとどまるのではないかというような考えもございましたところでもあります。加えまして、日本を含めまして、今海外では、情報の送受信、送ったり受けたりするツールですけれども、SNS等のメディアが主力だというふうに承知しているところでもあります。そこでより多くの消費者の方々に向けまして県産果実の魅力を発信できるよう、メディアを活用したプロモーション活動を展開していきたいというものでございます。

浅川委員

対面のPRということも、われわれも議員としてやったこともございます。JAさんと提携しながら。桃なんかはすぐ黒くなっちゃうから、なかなか召し上がっていただけなかったことも記憶しておりますし、台湾のスーパーで、私どもの地元の農業法人こびっとの五百川の米があって、小さいおにぎりを配布したこともあります。なかなかその辺が難しいなというのは感じておりました。

そこで今回具体的にどんなふうにやろうとしているのかを説明してください。

齊藤販売・輸出支援室長 先ほどメディアと申し上げました。ただメディアと一口で申し上げましても、テレビやラジオ、新聞・雑誌、あとは動画配信サービスなどがございます。またSNS等もございます。またSNSといいましても、Twitter、フェイスブック、インスタグラム等々多岐にわたっているところでもあります。また、PRを行っていく国や地域によって、最も効果的なツールについては異なっていると聞いております。またプロモーションを行う際にも、どの購買層をターゲットにするかという点もございます。基本的に私どもは富裕層をターゲットにしてはございますけれども、そういったところの分析が必要なんだろうと考えています。

今後、関係者の皆様方から意見、情報などをいただきながら、最も効果的な手法によりましてプロモーションを進めてまいりたいと考えているところでございます。

浅川委員

現地のプロモーションが非常に大切だということはよくわかっておりますが、香港での大規模なデモだとか、ここ最近猛威を振るっておりますコロナウイルス等々を踏まえると、きっちりした戦略を練っていかないとなかなか難しいのかなと思っております。その辺をしっかりと配慮して取りかかっていたいただきたいと思います。その辺は何か、香港のデモだとか、コロナウイルス等々に関することを頭に入れたプロモーションも考えておりますか。

齊藤販売・輸出支援室長 最近香港のデモというのはなかなか話題としては出てきておりませんが、確実に鎮静化したという情報は聞いておりませんので心配しているところでもあります。

また新型コロナウイルス、まさに今世界中で取り組んでいるところでございますけれども、一日も早い終息を願っているばかりでございます。

今後とも、あらゆるチャンネルを駆使いたしまして輸出先国の情報収集を行っていく中で、適時適切な対応を図りながら効果的なプロモーション活動を展開してまいりたいと考えているところでございます。

浅川委員

いろいろ新たな取り組みを踏まえてしっかり頑張っていっていただきたいと思います。しつこいようですが、県産果実を外に輸出するという事で山梨県の果樹農業は特に前進すると思っておりますし、あわせて先ほど来出ている、山梨県を知っていただくという部分の中で、やはりインバウンドにもつながってくるだろう

と思っております。いろいろコロナウイルス等々ございますが、この辺もしっかり対応していただきたいと思っております。

この委員会で、私、お話しできるのが最後かと思っておりますので、坂内部長に、昨年はひょう害から始まって、CSF、それから新たな取り組みとしては「富士の介」等々のプロモーション等々、大変な御努力を願って大変な1年だったと思っております。私も県会議員17年の中で雪害を除いては、非常に大変な年だったと思っております。

そこで、来年度に向けて、坂内部長の心意気を述べていただきたいと思っております。

坂内農政部長 委員御指摘のとおり、本年度はひょう害ですとか、あとは桃のせん孔病、あとは台風19号、CSFの発生と、1年を通して非常に大きな波というか、県内に大きな影響が及ぶ事案が数多く発生をいたしまして、その都度、市町村ですとかJAを初めまして、関係者と連携をする中で最善を尽くしてまいったところがございます。

また「富士の介」についても多くの関係者の御協力をいただき、本県のブランド魚として県内外に、さかなクンの活躍もございまして、情報発信を行い、よいスタートが切れたのではないかなと考えております。

現在、今御指摘にございましたように、新型コロナウイルスの猛威というのが非常に日本国、あるいは世界全体で心配されている中で、来年度は、今年の12月に策定をいたしました山梨農業基本計画に基づきまして、しっかりと地に足をつけて、市町村、JA等としっかり連携しながら、先ほど来議論になっておりますように、輸出の促進を初めまして、さまざまな施策を、着実に推進して実行段階に移していく中で、生産者のさらなる所得の向上の実現に向けて邁進してまいりたいというふうに思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

#### 付託案件

※第43号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

## 質疑

古屋委員

(種子法の廃止を受けた本県の対応について)

実はちょうど1カ月前、2月4日の日本農業新聞を見ていましたら、種子法廃止を受けて各都道府県で、条例化やら、あるいはさまざまな形で法的整備を進めているという記事が載ってまして、それに対しまして本県はどのようになっているのかということについて質問をしたいと思います。

本県は、この農作物の種子法廃止に伴って、特に米が一番ポイントになってくると思うんですけど、峡北地域などが中心になっていまして、大変おいしい米を安定的に、ましてや安心した食料として、今日まで私たち県民を含めて全国の消費者の皆さんに提供しながら、高く評価されているということは御案内のとおりであります。このような米や大豆などの種子の生産について、国が以前、主要農産物種子法に基づいて、平成30年の3月末にこの法律を廃止したことによって、本県においても関連する条例が廃止になったということを知っているわけですが、この種子供給が、いわゆる安定した稲作経営に絶対に不可欠だと思っております。一つはどのような背景の中でこの種子法が廃止されたのかということと、あわせて、現在県内における米などの主要農作物の種子は、どのような形で生産して、あるいは供給しているのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

斉藤花き農水産課長 初めに種子法の廃止の理由についてであります。国では、まずこの法律は昭和27年に食糧増産の時代につくられた非常に古い法律ということで、時代もかなりかわってくる中で、まず種子を生産していただいている農家の方の栽培技術が非常に向上したこと。法律がなくても高品質な種子が生産できるのではないかという点があります。

それから、この種子法に基づいて種子をつくっていたときは、主に都道府県が主導して種子の生産・供給というものを行っていたんですけども、これに対しまして、民間企業のノウハウを使って、種子の開発とか供給に民間企業が取り組めるよう規制緩和の一環として、この種子法を廃止したと伺っております。

あともう一点、令和元年度の生産状況ですけれども、県内で生産しています種子というのは、委員のおっしゃるように米が大半でして、あと大豆を一部つくっております。米については、コシヒカリとかあさひの夢といった7品種を、合計で約7万7,000キログラム生産しております。大豆については、あやこがねなど2品種を2,900キロ、米よりはずっと落ちるんですけども、3トン弱ほど生産しているという状況になっております。

古屋委員

当然こうした状況の中で廃止したときには、多分JAなどを含めて、それなりに御意見が上がったと思っておりますけど、その辺についてはどんな状況だったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

斉藤花き農水産課長 種子法が廃止された平成30年を中心に、県には、委員のおっしゃるようにJAグループのほうから御意見をいただいております。

内容的には、まず種子の安定供給に向けた体制をしっかりとやっていただきたいと、従前のおりしっかりと種子が生産できるようにしていただきたいというふうなことから、あと、県とJAグループなどの関係機関の役割をしっかりと明確化していただきたいと。あわせて、やはり要綱等をしっかりとつくっていただきたいということを要望されております。

古屋委員

具体的に2月4日の日本農業新聞を見ますと、東京都を除きまして、各道府県

で動きがあるようですが、全国的に言えば約半数の県が条例なり要綱なりというようなことで対応して、今現在進行中のところもありますし、あるいは議会の議員提案で動いているところもあるようでもありますけど、本県においてはどのような対応をこれからしていくのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

斉藤花き農水産課長 本県では、やはり種子の安定的な供給と生産ということは非常に重要な事項だと考えております。先ほどのJA等の要請も受けまして、本県では県要綱を今月中に制定をする予定でおります。これを制定することによりまして、来年度、令和2年度産の種子の供給から対応したいと考えておりまして、ただいま準備を進めているところであります。

先ほど委員のほうからもありましたように、全国47都道府県のうち、何もしないのは東京都だけということで、半数弱の道府県は条例、あと残りのところは本県と同じような要綱とか、あるいは要領というものを定めるということをお願いしております。

古屋委員 本県も要綱を制定するというので、それは大変重要なことだと思っているわけですが、他県の状況も見ますと11道県が要綱よりもさらに少しアップした形の条例案でつくるところが見られるわけですが、なぜ要綱にしたのか、その辺の理由を含めてお聞きしたいと思います。

斉藤花き農水産課長 本県の種子生産は、先ほども申しましたように、県とJAグループが緊密に連携して、これまでも種子を生産して農家のほうへ供給を行っております。このような中で本県の種子生産の実情、米農家の実情に沿って種子の生産・供給をしていくという内容は、今回の要綱に全て定める予定です。

JAグループさんからも意見をお聞きしましたが、条例でなく要綱であっても優良種子の安定的な生産・供給は十分担保できるという判断をしまして、今回、要綱を制定するという運びとなったところであります。

古屋委員 最後になりますけど、稲作農家の中で安定的に経営をしていくためには、優良な種子を安定的に供給することが極めて重要だと思っております。県が今要綱を準備しているようではありますが、種子の安定生産と供給について、例えば本県の責務として取り組んできた新品質の開発や、今までの伝統的な固定種などの維持、こういったものもその要綱の中には含まれているのか、そういったところの担保はどのようになっているのか、今つくろうとしている内容について、説明できる範疇で結構ですけど、お聞きしたいと思います。

斉藤花き農水産課長 まず初めに、要綱に、具体的にどのようなことが定められているかということからお話をしたいと思います。

1つは、やはり今まで種子生産に携わってきた県とJAグループ、特に全農やまなしさんのほうなんですけども、そういうところとの役割分担をしっかりと明確にするということと、あと種子を生産する農家の方がもともと用いる種を原種といいますけど、その原種の供給は、県がしっかりとその役割を果たすということ、あと種子生産をする圃場の審査や、生産物が出てきたときの審査、指導について要綱の中で定める予定でおります。

それから、米については、残念ながら本県で昔からつくっている在来品種はございませんので、今は、他県で開発した品種が全てであります。ですからそういうものは除きますけども、大豆等は、例えばあけぼの大豆がありますが、こちら

は県ですぐというより地元で種の保存をしていただいていますので、これから出る新しい品種等につきましても、実情に応じまして、この主要農作物の今回つくる要綱等で定める内容に沿って、県で関与していくということは、また個別に判断をさせていただきたいと考えております。

いずれにしろ米は本県にとって非常に重要な作物の一つであると考えておりますので、今後も種子の安定生産と供給、品質の確保ということに対しましてはしっかり取り組むとともに、稲作農家の経営安定をそれによって図っていきたいと考えております。

古屋委員

ぜひ、これからも優良な種子の生産と安定供給、これは極めて重要なことだと思いますので、その内容がしっかり要綱の中に盛り込まれていれば結構だと思いますけど、また不測のような事態があれば、これからも引き続き論議していきたいと思います。ぜひそういったことで、県としてもしっかり取り組んでいただきたいということをお願い申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

## 主な質疑等 観光部関係

### 調査依頼案件

※第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

#### 質疑

(伝統的観光地再活性化支援事業について)

杉原委員 課別説明書の観10ページ、伝統的観光地再活性化支援事業について、いくつかお伺いいたします。

私の地元でもあります石和温泉は、かつては多くの観光客でにぎわっていました。私の記憶だと、かいじ国体のころだったり、中井貴一氏が演じる大河ドラマ「武田信玄」、そのころが一番ピークであったのではないかなど、夜遅くまでカラオケの歌声が響いていたり、下駄で外を歩く音で夜眠れなかったり、にぎわっていたことを覚えております。

しかしながら時代の変遷とともに団体旅行から個人旅行へのシフトが起りまして、観光客の趣向の多様化などの要因で、今はかつてのにぎわいが懐かしくというか、お客様が少なくなっていることを肌身にしみて感じています。

さらに昨年の台風19号による影響や、昨今の新型コロナウイルスに対して宿泊や飲食などのキャンセルが相次ぐなど、今、大きな打撃を受けて、危機的な状況にあります。

長崎知事は、観光産業を本県経済の第2の柱とするとおっしゃっておりますけれども、観光産業を本県の基幹産業としていくためには、県内の伝統的な観光地の再活性化を進めていくことが肝要であると考えております。

令和2年度当初予算において、伝統的観光地再活性化支援事業で石和温泉の再活性化を支援することとしていますが、このことについて何点かお伺いいたします。

まずこの事業について、どのような事業かお伺いいたします。

三井観光資源課長 まず、この事業について御説明を申し上げます。

今年度実施しております昇仙峡リバイバル会議と同様、さらなる誘客促進のために、市町村が行う伝統的観光地の再活性化に向けた取り組みを支援する事業でございます。具体的には、石和温泉郷の現状や課題の把握、また課題に対する対応策などについて検討する会を設置いたしまして、関係者と協議しながら、共通認識、共通理解に基づいた具体的な対応策を作成してまいります。

杉原委員 ありがとうございます。次に、事業内容のところに食の魅力向上セミナーとありますけれども、何を目的として開催されるのか伺います。

三井観光資源課長 観光地の再活性化におきましては、観光消費額の増加を図ること、新たな魅力となるものを開発することが重要なポイントでございます。

笛吹市には、桃やブドウ、ワインなど、全国に誇れる食材があることから、これらを活用する方策や、新メニューの開発などを学ぶためのセミナーを検討会において開催いたしまして、関係者の意識啓発などにつなげてまいりたいと考えております。



杉原委員 ありがとうございます。それでは最後なんですけれども、これらの事業を通じて認識しました検討結果をどのように活用していかれるのか、お伺いします。

三井観光資源課長 検討会で作成をいたしました具体的な対応策につきましては、地元の笛吹市などと連携をしていく中で、その実施に必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

(やまなし観光推進機構事業費補助金について)

清水委員 観の7ページの、やまなし観光推進機構事業費補助金8,600万円について質問いたします。

やまなし観光推進機構が、山梨県の観光の事業の中心的な役割を果たしていると理解しておるんですけども、具体的には山梨県と推進機構はどんな形で連携をして、この事業を進めていこうとしているのでしょうか。

瀧本観光プロモーション課長 やまなし観光推進機構におきまして、毎年度、事業計画を策定して事業を進めております。事業計画の策定に当たりましては、県と機構の間で県機構観光戦略企画会議や観光ネット記事編集会議などを定期的で開催し、翌年度の事業計画の策定や予算の作成などを行っております。事業の遂行におきましても観光プロモーションや誘客などの観光振興の取り組みについて、機構と県が密接に連絡調整を行って事業を遂行しております。

清水委員 事業内容に着地型観光商品造成という言葉があるんですけども、具体的にはどのような事業を推進するのでしょうか。

瀧本観光プロモーション課長 着地型観光商品は、旅行者を受け入れる地域で開発する観光商品のことでありまして、造成は新たな旅行商品、ツアーをつくり出すことを言っております。受け入れ側の地域が新たな地域資源を発掘して魅力あるツアーを組み立てて販売することです。

清水委員 同じく、事業内容に観光人材の育成とあるんですけど、どういう人を観光人材というんですか。

瀧本観光プロモーション課長 ここで言う観光人材につきましては、ホテルや旅館などの宿泊業や、飲食業、土産品業や交通業などの、観光に従事している方々です。

清水委員 この予算の中で何名ぐらい育成する計画なんですか。

瀧本観光プロモーション課長 まずこの予算の中で実施する事業につきましては、来年度はホスピタリティーの向上を目指して、観光管理事業者や観光団体の職員を対象におもてなしのセミナーを開催しております。

具体的に観光人材をどのような人数養成していくかということですが、やまなし観光推進計画等において、人材を何人具体的に育成することまでは定めておりませんが、観光業に従事している方や、観光業を目指している方のおもてなしやマナーの向上、質の高いサービスや観光知識の習得を進めることによりまして、観光人材の育成や確保、定着を図って、働く魅力あふれる本県の観光産業を目指しているところでございます。

清水委員 最後になるんですけど、一番聞きたいところは、こういった多額のお金をかけ

て事業を推進するんですけども、事業の成果というのをどのように評価しようとお考えになっているんですか。

瀧本観光プロモーション課長 やまなし観光推進機構に、このような形で例年補助金を交付しております。平成21年の機構の設立以来、補助金の対象事業を含めまして、機構では、市町村や観光事業者の方々と連携して、観光情報の発信や、観光キャンペーンの開催、着地型商品の造成、県産品の販路拡大、観光人材の育成などを行っております。

評価ということでございますが、この間、具体的な数値としましては、観光入り込み客数が、平成22年が約2,500万人、平成30年度は3,700万人と約1.5倍になっておりまして、消費額につきましても、平成22年が約2,500億から平成30年の約4,001億円ということで、1.6倍というふうになっております。このようなことから、成果があったというふうに評価をしております。

(観光施設維持補修費について)

清水委員

観の11ページ、観光施設維持補修費約6,000万円ですけど、この中に北岳山荘の改修費とあるんですけども、山荘というのは、昨今もいろんな事故とかを考えると、命を守るために山荘のあり方って物すごく重要なものだなと私は思っているんですけども、ここにあります利便性の向上と安全確保、これは具体的にはどういうところをどういうふうに改修しようとしているんでしょうか。

三井観光資源課長 北岳山荘でございますが、御存じのとおり、北岳は日本第2の標高を誇っております。山荘は非常に過酷な条件の中にございます。建設から何十年もたっていますので、大変老朽化をしております。現在雨漏り等が多発しております。あとは、登山者の方々が泊まりになる部屋等もかなり老朽化をしております。ということでございまして、その辺の改修を行います。さらに防火について、例えば火事等があったときに、それを防ぐような防火対策等も施してまいります。

清水委員

今はIT化の時代で、何かあったらいち早く情報を伝達して命を助けるとか、そういうことは必要だと思うんですが、そういうための設備の追加みたいなものはないんですか。

三井観光資源課長 救助等につきましては、既にヘリポート等が設置されております。何かあれば、そちらのほうに防災ヘリ等が降りることができる状況になっております。

(昇仙峡リバイバル推進事業費について)

佐野委員

観の3、観光促進指導費、マル新、昇仙峡のリバイバル推進事業費についてちょっとお聞きをしたいと思います。

本議会でも猪股委員長のほうからも、この昇仙峡については観光振興ということで質問がありましたけれども、具体的に夢の松島園地の再整備というふうに、こういう形で出ておりますけれども、この松島園地の再整備について、今、言っただけの範囲でいいんですが、どのような形でこの再整備をしようかというふうに考えていらっしゃるか、教えていただきたいと思っております。

落合観光企画課長 昇仙峡リバイバル推進事業費のうちの、夢の松島園地の再整備の考え方でございますけれども、この場所は、昇仙峡観光のハイライトともいえます覚円峰の眺望が非常にすぐれたところでございます。ここでいかにとどまっていた

いて滞在時間を延ばしていただき、観光消費の増加につなげていくかというところが一つの眼目になっておりまして、写真を撮っていただいたり、あるいは川のほうにおりられるというアプローチができるような、そうした園地の整備を図っていきたいという考え方でおるところでございます。

佐野委員　　今の御説明の対応で事業を実施して、今よりどの程度の観光客や交流人口数の増加が見込めるかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

落合観光企画課長　具体的な数値目標につきましては、この事業を実際に実施しているのは甲府市でございまして、そちらで具体的な数値は検討しておるところでございますが、いたずらに観光客、入り込み客の人数だけを追い求めるのではなく、滞在時間の延伸でありますとか、消費金額の増加といったところもポイントになっておりますので、そうしたことが実現できるように事業のほうは進めていきたいというふうに考えてございます。

佐野委員　　まず先ほどありましたとおりだと思います。いたずらに数を追い求めるのではなくて、来た方がもう一度来たい、あるいは本当によい景色だなと思えるところが大事だというふうに思っております。

その上でなんですけれども、最近、この夢の松島園地の花崗岩が汚れてきているという御指摘もいただいたり、今までは川底に白い砂が見えていてきれいだったんですけども、だんだん汚れてきていることについては認識されていますか。

落合観光企画課長　そのような御指摘があるということについては認識をしております、またそうしたものが再現できないかというふうなことで、どこまでできるかということにつきましても検討を進めているところでございます。

佐野委員　　本当に、少し前はきれいな緑と白砂があって非常によいところだと。そこにこの覚円峰があると四季折々、例えば紅葉の時期とか新緑の時期できれいなところというところで、皆さんいらっしゃったというふうに思います。

その上で、先ほどありました白砂がきれいだなというところと、もう一つ、これはアカマツが売り物になっていた部分があります。この夢の園地で、右側のほうの遊歩道の上のあたりにある松が枯死しているところが見受けられるわけがあります。それから覚円峰の左側のほうも枯死してしまっているところが非常に多く見受けられるわけなんですけれども、所管が違うので、ここについては余り深く話をすることはできないんですけれども、その辺の対応については、観光という資源ということで、どのように考えられているのでしょうか。

落合観光企画課長　まさに所管しています森林環境部とも、その辺のことについては共通認識を持って対応を進めておるところでございますけれども、対応するに当たってかなり危険な部分もあるという認識をしております、いろんな形での対応策を検討しているところでございます。

佐野委員　　ありがとうございます。今言われたように、非常に高い位置にある松が枯死しているということについては、下に遊歩道がある場合には、これが折れて落下するというところや、防災についても、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかと思っております。

もう一つ、トイレ、これは甲府市が所管になっているんですけれども、トイレが余りきれいじゃないんじゃないかという御指摘もあって、観光地にふさわしい

ようなトイレの整備というのは、甲府市との連携の中でどのような話になっているか、ちょっとお伝えをしていただきたいと思います。

落合観光企画課長 トイレにつきましてもさまざまところから御指摘をいただいていることを認識しております。これにつきましては地元の方々との共通認識のもとに、自主的に県あるいは甲府市のほうでも、トイレはきれいにしていかなきゃいけないということで、必要な予算をとっておるところではございますけれども、地元の方にも一緒になって協力していただけるよう、民間のそういった運動をされている方々とも連携をとりながら、自主的な、トイレの清掃活動が行われるような形での巻き込みが何とかできないかと、検討を進めておるところでございます。

佐野委員 今言われたようなところを、この夢の松島園地ということでは、再整備で目指していくべきところだというふうには私も思います。その上で、案内看板を設置されるということですので、基本的にはここにはバスを利用される方、それから長潭橋から歩いて来られる方、それからもう一つ、やはり県営の駐車場が下のほうにありますけれども、園地の案内看板も含めて、ここまでの動線というのをしっかり引くことが観光集客には非常に重要ではないかと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

落合観光企画課長 まさに御指摘のとおりでございます。滞在時間の延伸と周遊性といえますか、地域内での回遊をしていただくためには、マイカーでいらっしゃる方、観光バスでいらっしゃる方、いろんな昇仙峡へのアクセスの拠点、アプローチした最初の拠点が県営駐車場、あるいはその周辺になってくるのかなという認識のもとでございまして、そちらのほうに多言語による案内看板を設置いたしまして、どこに行ったらいい景色が見えるんだとか、どんな状況になっているのかといったことについての、周遊性を高めるような情報を記載した案内板を設置したいと考えてございます。

佐野委員 確かに、今言われる施策と事業について進めていただければ、またさらに観光客が集客できるのではないかと思います。

毎回、委員会では私、委員長がこの質問をされるのを追いかけるように昇仙峡についてはさせていただいているんですけども、やはりこれは山梨県民にとっても重要な観光資源であるのと同時に、日本にとっても、これは大正時代からのあらゆるパンフレットに載って、日本全国にも知れ渡っている観光地であると思っています。しっかりこの辺は進めていただきたいと思いますけど、この全体ということで、目指していくのはこういうふうにしたいというのがありましたら、御答弁いただければと思います。

落合観光企画課長 まさに御指摘のとおり、昇仙峡は本県を代表する観光地の一つであるという認識を持っております。ここの再生が、これからまた進めてまいります石和温泉郷、あるいはその他の観光地を再活性化する場合のモデルになり得るものだという認識を持っております。そうした観光地再生のモデルとして一生懸命やっていたいという認識、それから、こちらのエリアには、先ほど御指摘がありました県有林、県道、県営駐車場など、県が直接設置者として管理しております施設もございまして。その観光地のエリアの一員としてこれを進めていかなきゃいけない、こういった二面性があるのかなと思っております。関係者と密接に連携しまして、積極的に対応していきたいと思っております。

(北岳公衆トイレ維持管理費負担金について)

流石副委員長 観の12ページ、北岳公衆トイレ維持管理費負担金とあるんですけども、この北岳山荘のトイレっていうのはどういうトイレなんですか。その季節だけレンタルで借りてくるようなトイレを設置するのか、それとも、もともとあるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

三井観光資源課長 まず北岳山荘の公衆トイレでございますが、これはしっかり建物がございます。もう一つ、北岳二俣公衆トイレでございますが、これはそのシーズンのみ簡易的なトイレを設置するものでございます。

流石副委員長 このトイレに対して、受益者負担というのはおかしいんだけど、やっぱり1回幾ら、100円なり200円っていうのはいただいているんですか。ちょっとわからなくてお聞きするんですけども。

三井観光資源課長 こちらは無料でございます。

流石副委員長 私は日本の観光を考えると、トイレが汚いなんて言われるのはやはり不名誉なことだとは思っていますよ。日本はトイレがきれいだという事はもちろんですけれども、きれいにするにも委託業者を頼んできれいにする方法とかいろいろあるんですけども、少しぐらいお金を取ってもいいのではないかなと、トイレに対してですね。ただ、箱に100円玉を2枚とか3枚入れるんじゃないかと今、品川の駅かな、100円玉を入れると、100円玉がぐるぐる回ってぽこっと落ちこちるっていう、そういうチップトイレっていうものがあるらしいですよ。そういう方法でお金をいただくのも一つの方法なのかなと。お金をいただくと、ある程度きれいに使いたくなる。「もういいや、誰かきれいにしてくれるわ」じゃなくて、きれいにして帰ろうかなっていう気持ちにもなるっていうことを聞いたことがあるんですよ。

現に富士山のトイレは、もう山小屋さんのトイレは全て300円、200円。

猪股委員長 ちょっと、予算とちょっとずれている。

流石副委員長 ですから、そういうことも考えながらしていただければありがたいと思います。

三井観光資源課長 参考にさせていただきます。

(部局再編について)

浅川委員 現在、新型コロナウイルスということで、この山梨の観光も、ほぼゼロに近い状態にあると思っておりますし、非常にイメージも悪いわけでありましたが、御承知のとおり、夜があれば明るいあすがある、光を見るっていうのが観光のやっぱり原点だろうと思っております。

そうした中で、これまで山梨県は、富士山、それから南アルプス、秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原も含めた、こういう自然っていうものは人間の力でつくったものじゃないですから、これを要するに最大限これからはしっかりとベースに進めていけばいいなと思っております。それに加えて、今回、知事は、この観光の中に文化っていう、日本古来の歴史をどこかに加えていくんだらうという部分で、文化っていうものを加えた観光文化部っていうふうに、これはちょっと総務委員会のほうの所管なんですけど、そんなことも聞いておりますが、この辺

につきまして、観光については部長も含めてどんなふうに捉えているか。

仲田観光部長 浅川委員御指摘のとおり、山梨県の観光目的の50%は自然でございまして、歴史・文化等は10%台という形になっておりますが、今後、やはりインバウンドも含めて考えていくときには、文化も観光コンテンツとして持っていかなくちゃいけないということで、所管が違いますが、観光文化部という条例変更を総務委員会のほうへ出させていただいていると聞いております。

観光部といたしましては、単に教育委員会のセクションがくっついただけではなくて、そこにどうしたら文化を観光のほうに乗せられるかということを含めて、本当に真剣に考えてまいりたいと思います。

浅川委員 観光部長、本当にありがとうございました。長老議員として一言、この3月で仲田観光部長は退職というお話をお聞きしております。この1年は、ワイン県を初め、林副知事、田崎副知事、さまざまな取り組みをして、観光立県の山梨の中に、ワイン県宣言ということをして、大変光り輝く山梨県の観光に御努力したというふうに私自身は高く評価しております。

これから続く皆さんに思いがありましたら、一言述べていただきたいと思えます。ちょっと所管だかよくわかりませんが、委員長のお許しをいただいておりますので、よろしく願います。

仲田観光部長 ありがとうございます。ワイン県というふうな形で、非常にイメージアップにつながった取り組みはしてきておりますが、やはり一番大事なのは、地域の観光地、観光資源づくりだというふうに認識しております。そこで、当然富士山のグレードアップはもちろんなんですけれども、南アルプス、昇仙峡、石和温泉、それから八ヶ岳、清里、それからまだまだ身延山とか大月・都留の小山田信茂公とか、いろんな観光資源を磨き上げていかなければならないと思えます。

今年度はその一部、南アルプスとか昇仙峡は芽出しができましたけれども、あるいはそれに加えて西沢溪谷も方針が決まりましたけれども、これから石和温泉でありますとか、浅川委員の清里、ここは清里の聖地であります美しの森も、本当に整備をしっかりとしていかななくちゃいけないとか、そういうふうなことをやっていきたいと考えております。

そのためには、来年度予算にも出させていただいておりますが、宿泊税の検討に時間をかけて進めて、50年、100年後の山梨の観光が、光り輝くような方向性を示してまいりたいと思えます。

本当に今まで委員長を初め委員の皆様方にはお世話になりました。ありがとうございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(被災県観光需要喚起対策事業について)

杉原委員 12月の補正予算で成立いたしました被災県観光需要喚起対策事業、いわゆる

「ふっこう割」というものが、今、期間中であるかと承知しております。12月に質問させていただいた際に、広く浅く、事業者の直接の窓口も設定してくださいと無理を承知で頼んだところ、事務局の皆様には意を酌んでいただきまして、大変な事務作業だったかと思えますけれども、ありがとうございました。

しかし、それが始まったやさきに、新型コロナウイルスという大問題がまた発生しております。

そこで伺いますけれども、「ふっこう割」の現状の執行率を、国内枠、インバウンド枠、それぞれ現状の執行率を教えてくださいと思います。

落合観光企画課長 「ふっこう割」につきましては、先生方の御指導をいただきながら、1月27日にスタートをさせていただきました。全国的には制度の設計に若干時間を要したことによりまして少しおくれた形でスタートし、当初、3月1日チェックアウトの分までを対象としておったんですけれども、非常に執行が困難だという状況の中で、今、3月16日まで延長させていただいておるところでございます。

3月1日現在の執行状況でございますけれども、トータルで8割ちょっと切るくらいの状況でございます。

杉原委員

インバウンドもそうですけれども、国内観光事業もかなり、ゼロといってもいいぐらい落ち込みが激しくて、終息も見えなくて、先週の一般質問でも触れさせていただきましたけれども、かなり台風19号で経営体力が弱まってきたところに、またさらに今回の新型肺炎ということで、非常に出口の見えない、五里霧中といえますか、濃い霧の中をさまよっているというような観光事業者の声を毎日耳にしております。

そこで、まだ8割弱の執行率というお話だったんですけれども、その延長した16日の期限をさらに延長したり、規模を上乗せしたり、そういったお考えがあるのかなのか、教えてくださいと思います。

落合観光企画課長 期間につきましては、16日と設定させていただきましたのは、実は年度内の執行をしていくためにはどうしても16日までに締めないと、その後の清算手続が間に合わないということで、最大限延ばして、年度内執行ということで16日を設定させていただいたところでございます。国のお金を活用させていただいているということで、今、国のほうとは、もう少し延ばしていただけないかということで協議はさせていただいておるところでございます。何とか頂戴いたしましたお金を有効活用できるよう、最大限の交渉はしていきたいと考えてございます。

なお、こうした状況でございますので、規模の拡大云々というようなことにつきましては、今後、終息した暁に、国がどのようなことを行っていくかということをお勘案しながら、現状ではすぐに規模を拡大する云々といったようなところまでは考えてございませんけれども、出口を見据えながら、今できることをしっかり対応していきたいと考えてございます。

杉原委員

桜の時期、桃の時期が非常に峡東地区は書き入れどきだったんですけれども、どうやらこの状況で行くと、まだまだ需要は復活しないのかなと思っております。これがさらに連休まで長引けば、影響が及ぶ観光施設が出てくるのかなという危機感を持っております。これからまた新たにいろんな制度が立ち上がってくるかと思うんですけれども、そうした折には迅速かつ柔軟な対応を何卒お願いいたしまして、質問を閉じさせていただきます。

(新型コロナウイルスの本県観光産業への影響について)

古屋委員

現時点の見解でよろしいんですが、やはり現在の新型コロナウイルスの感染症対策っていうのが、観光業含めて本県の、特に経済に影響していると思ってるんですけど、特に観光でいけば、バスや宿泊施設、飲食街やら、本当にバス会社なんかの場合は、きのうもマスコミが報じていましたけど、もう潰れそうな状況だというような社長の声も出ていましたけど、今時点の観光全体、本県の観光に対する御認識っていうのは、どのように受けとめているのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

落合観光企画課長 新型コロナウイルスにつきましては、宿泊業、飲食業、バス事業者、さまざまなところに影響が出ているということは認識しております。まだ出口が見えない、いろんな御不安がある中で、事業者が懸命な努力を続けられているということも認識しております。

私どもとしましては、まずそういった情報、我々も足を棒にしながらいろいろお話を聞かせていただくわけなんですけれども、金融機関のほうとも連携をさせていただきながらいろんな情報収集に努めていきたいと考えてございます。

必要な対策が機動的に打てるように密接な連携をしていきたいということで、去る先月2月7日にも、割と早い段階ではございましたけれども、県内の金融機関の方にお集まりいただきまして、その時点での最新の情報を共有させていただくと同時に、今後何かあった場合につきましてはすぐに連絡させていただきたいということで、これは観光業に限らず、幅広く情報収集はさせていただいておるところでございます。

その際にも、これから産業労働部のほうでも御質問があるかとは思いますが、新しい制度融資を、産業労働部門と密接に連携しながらつくってございまして、先週にもセーフティネット保証の第4号が山梨県の地域指定を受けまして、5号につきましても3月6日、あしたからということになりますけれども、旅館、宿泊業等も新たに対象になるということで、手厚い制度融資のほうは用意させてもらっておりますし、また制度融資が当初の趣旨に沿ってちゃんと運用されるように、弾力的な運用といったようなことも民間の金融機関に対して働きかけてまいる所存でございます。

古屋委員

融資の関係はわかりました。県全体で、観光を特に含めた、インバウンドや何かを含めて、そういう対策会議などの組織をつくったようではありますけど、その中で一番重点を置いて、特に観光業界など冷え込んでいるところの対策っていうのは、まだこの先どうなるかわからないんですけど、その辺の方向性あるいは予算の執行というところについてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

落合観光企画課長 今一番大切なことは、まずこの難局を乗り切るということ、しっかり守りを固めるということと、いつ出口が出てくるのか、先ほど浅川委員のお言葉にもありましたけれども、必ず朝は来るといえるときに、その朝が来るタイミングをしっかりと今から見定めて、そこで効果的にキャンペーンを行っていく、プロモーションを行っていくということが大切であると認識しております。

今は取りこぼさないということ、実際のところ、例えば中国を初め、タイ、台湾、アメリカ、オーストラリア、そういった本県でインバウンドのお客さんが多いところは、日本への渡航制限、あるいは渡航の自粛勧告といったようなものを行っております、その数を全部上げますと、去年のペースでいきますとインバウンドのお客さんの8割以上のところの地域で、何らかの形で渡航制限が行われ



ているという状況の中で、いたずらにキャンペーンを打てるような状況ではないという認識の中で、ではSARSのときはどうだったのか、あるいは新型インフルエンザのときはどうだったのかということで、どんなキャンペーンを行ってどのくらい渡航自粛といったものに影響が出たのかといったことを調べながら、そこでしかるべき時が来たならばしっかり反転攻勢がとれるような形で、今準備、情報収集等に当たっているところでございます。

その中でも、本県だけの施策で何とかなるものでもございませんので、国の施策は有効活用できるところは有効活用させていただきますし、こういった状況は、大手の旅行会社も同じような状況になるかと思っておりますので、コラボレーション、連携がとれるところ、協力がとれるところとも協調しながら対策は打っていきたいと考えてございます。

古屋委員

ぜひ、本当に、かつて経験したことのないこういった状況の中で、県民も大変不安を感じていると思っておりますので、いろんな相互の連携を図りながら、県民の期待、あるいは観光客の期待に応えられるような準備態勢、あるいはそういったものの推進をしていただきたいと思います。

その他

・3月6日にエネルギー局・企業局関係、産業労働部・労働委員会関係の審査を行うこととされた。

以 上

農政産業観光委員長 猪股 尚彦